

学校の適正規模について

1

学級数の根拠となる法令

○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。(以下略)

第79条の3 義務教育学校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(参考)標準の学級数／学年数

小学校	1学年2学級以上3学級以下
中学校	1学年4学級以上6学級以下
義務教育学校	1学年2学級以上3学級以下

2

長野県市町村立小中学校 学級編制基準（小中共通）

■ 通常学級は35人以下で編制（国基準では中学校は40人以下）

例：1学年35人の場合 35人の1学級

1学年36人の場合 18人・18人の2学級

1学年70人の場合 35人・35人の2学級

1学年71人の場合 24人・24人・23人の3学級

■ 連続する2つの学年の人数が8人以下になると1つの複式学級になる

（小学校は国基準では1年を含まない場合16人以下）

例：4年生5人・5年生3人の場合 複式の1学級

3

長野県市町村立小中学校 教員配当基準

< 小学校 >

< 中学校 >

	学級数	校長	教頭	担任	専科※1	合計		学級数	校長	教頭	担任	専科※2	生徒指導	合計
小規模 (複式)	1	1	1	1		3	小規模 (複式)	1	1	1	1			3
	2	1	1	2		4		2	1	1	2	2		6
	3	1	1	3		5	小規模 (単学級)	3	1	1	3	4		9
	4	1	1	4		6		4	1	1	4	3		9
	5	1	1	5		7	小規模	5	1	1	5	3		10
小規模 (単学級)	6	1	1	6	1	9		6	1	1	6	3		11
小規模	7	1	1	7	1	10		7	1	1	7	4		13
	8	1	1	8	1	11		8	1	1	8	5		15
	9	1	1	9	1	12		9	1	1	9	5		16
	10	1	1	10	1	13		10	1	1	10	6		18
	11	1	1	11	1	14		11	1	1	11	6		19
標準	12	1	1	12	1	15	標準	12	1	1	12	6		20
	13	1	1	13	1	16		13	1	1	13	6		21
	14	1	1	14	2	18		14	1	1	14	7		23
	15	1	1	15	2	19		15	1	1	15	7		24
	16	1	1	16	2	20		16	1	1	16	7	1	26
	17	1	1	17	2	21		17	1	1	17	8	1	28
	18	1	1	18	2	22		18	1	1	18	9	1	30

※1：小学校専科は音楽や理科の教員

※2：中学校専科は学級担任以外の教科担当教員

4

◎公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（H27. 1. 27文部科学省）

○基本的な考え方

教育的な観点	・義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。 ・単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、<u>児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要。</u>そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等について<u>バランスのとれた教職員集団</u>が配置されていることが望ましい。 ・学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題だが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもの。
地域コミュニティの核としての性格への配慮	・小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、<u>各地域コミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っている。</u> ・学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、<u>まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っている。</u>

5

◎公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

○適正規模・適正配置について

考慮すべき観点	・法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、<u>小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされているが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りではない」という弾力的なものになっていることに留意が必要。</u> ・12学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要がある。 ・同じ学級数の学校であっても、児童生徒の実数により、教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なる。学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められる。
学級数の基準	・小学校では、まず複式学級を解消するためには<u>少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要。</u>全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには<u>1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい。</u> ・中学校についても全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、<u>少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要。</u>また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、<u>少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。</u>

6

◎公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

児童生徒数の基準	- 児童生徒数が少ない場合には、一定の学級数があっても、教育活動の質の維持が困難となる場合もある。 - 一般に、<u>学校規模が小さいと、きめ細かな指導がしやすくなる、様々な活動のリーダーを務める機会が増える、発言の機会を多く確保できるようになる</u>といったメリットがある。 - 一方で、学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合、学級数が少ないことにより生じる様々な課題のうち、<u>以下の点が特に顕著な課題として現れる。</u> ➢ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。 ➢ クラス内で男女比の偏りが生じやすい ➢ 体育科の球技や音楽家の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。 ➢ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる ➢ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる ➢ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる ➢ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる - 地域によっては、複式学級となることを避けるために、独自の加配措置を行うなどして、極めて小規模な単式学級を維持している例もみられる。もとより、複式学級の解消そのものは極めて重要な課題だが、一方で学級規模が小さくなりすぎることの教育上のデメリットも勘案した上で、総合的な判断を行うことが必要。 - 市町村においては、<u>国の標準とは異なる独自の基準を定める事例や、学校全体の児童生徒数や学級の児童生徒数を基準として定める例、小・中学校で異なる基準を定める例、学校統合の適否の検討を開始するための基準を定めている事例も相当数見られる。</u>
通学距離・時間の基準	- 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよそ目安として引き続き妥当。 - 適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つことを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当。

7

◎公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

○小規模校における一般的な特徴

	良い点	課題となる点
児童生徒の学び	- 意見や感想を发表できる機会が多くなる。 - 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。 - 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。 - 異年齢の学習活動を組みやすい。 - 体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。	- 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。 - 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。 - 協働的な学びの実現が困難となる。 - 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。 - 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。 - 教員への依存心が強まる可能性がある。 - 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。 - 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。 - 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。
学校運営	- 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。 - 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。 - 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。 - 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。 - 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。	- クラス替えが全部または一部の学年でできない。 - クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない - 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。 - クラブ活動や部活動の種類が限定される。 - 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の教育効果が下がる。 - 男女比の偏りが生じやすい。 - 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。 - 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。 - 班活動やグループ分けに制約が生じる。 - 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。 - 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。 - 生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。 - 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。 - 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

8

◎公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

- ・経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。
- ・教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。
- ・児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある。多様な価値観に触れさせることが困難となる。
- ・チーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法を取ることが困難となる。
- ・教職員一人当たりの校務負担や行事にかかわる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。
- ・学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる。
- ・平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。
- ・教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）。
- ・学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。
- ・免許外指導の強化が生まれる可能性がある。
- ・クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる。

学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なる。

9

◎公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

○大規模校及び過大規模校について

- ・一部の地方自治体においては、交通網の整備などによる新たな都市計画や住宅開発等によって、児童生徒数が急激に増加する例も見られる。一般に大規模校には次のような課題が生じる可能性がある。
 - 学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
 - 集団生活においても同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。
 - 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。
 - 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。
 - 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。
 - 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある。
 - 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある。

・文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきており、地域によっては、このことを踏まえ国の標準である12～18学級を下回る場合の基準と併せて、標準を超える規模を分類して、独自に大規模校や過大規模校の目安を設定し、必要な対応を検討している事例も見られる。

・なお、小中一貫教育の導入に伴い、既存の小・中学校を一体化して新たな校舎を建築したり、小学校又は中学校の既存校舎を活用して一体的な教育活動に取り組んだりする事例も増えてきているが、こうした場合にも、全体としての学校規模が過大になることによって上述のような課題が生じないよう、具体的な計画を策定・実施するに当たっては十分な教育的配慮を加えることが必要。

10

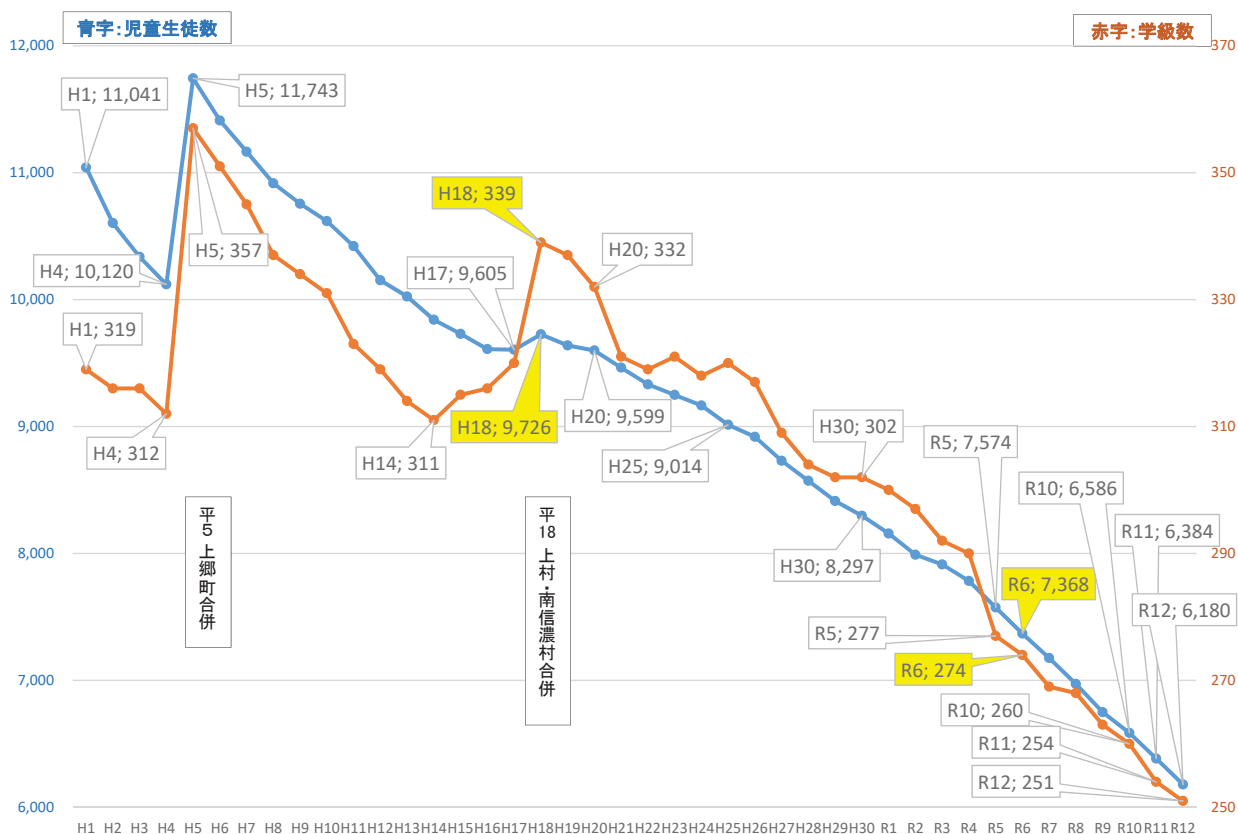
◎少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策
(H26.4長野県教育委員会)

- ・学校が小規模になることで一人の役割が大きくなり、想像以上の成長を生み出すこともある。一方で、集団で学び合うという視点からは学習面や生活面等で制約を受けることも多い。
- ・学級数が減少すれば配置される教職員数も減少する。教職員が少ないということは、たとえば同じ学年、同じ教科の教員同士で、互いの指導力を高め合う機会を日常的にもてないということである。児童生徒にとっては様々な個性を持った教職員との出会いが保障されにくくなるということである。

- 人間関係形成力等を育むために集団で関わる場や機会を充実することや、適性を生かせる選択肢の多い環境を用意することなど、子どもにとっての教育環境の質を保障できる規模が望ましい。
- ・学年に複数の学級がある規模であること
 - ・小学校では専科教員が配置できる規模であること
 - ・中学校ではすべての教科の教員がそろえられる規模であること
 - ・児童生徒の興味や関心に応じたクラブ活動や部活動を開設できる規模であること
 - ・児童生徒が一定程度在籍している学級規模であること・複式学級にならない規模であること。
- 以上のことから、子どもに集団での学びを保障するために、学年に複数の学級がある学校規模が望ましい。少なくとも学年で20人程度を確保できることが望ましい。

11

飯田市の児童生徒数・学級数の推移



12

飯田市の小学校の学級数

○令和6年度（普通学級数）

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	備考
丸山小	2	3	3	3	2	2	15	標準
追手町小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
浜井場小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
座光寺小	1	1	2	2	1	1	8	小規模
松尾小	3	4	3	4	4	4	22	標準～やや大
下久堅小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
上久堅小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
千代小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
千栄小	1	0	1	1	1	1	5	小規模（複式）
龍江小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
竜丘小	2	2	2	2	2	2	12	標準
川路小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
三穂小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
山本小	1	1	2	1	1	2	8	小規模
伊賀良小	4	4	4	4	5	4	25	大規模
鼎小	4	3	4	3	4	3	21	標準～やや大
上郷小	3	3	3	3	4	4	20	標準～やや大
上村小	1	0	1	1	1	1	5	小規模（複式）
和田小	1	0	1	0	1	0	3	小規模（複式）
合 計	31	29	34	32	34	32	192	

13

飯田市の小学校の学級数

○令和12年度推定（普通学級数）

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	備考
丸山小	2	3	2	2	3	2	14	標準
追手町小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
浜井場小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
座光寺小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
松尾小	3	4	4	4	4	4	23	標準～やや大
下久堅小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
上久堅小	1	0	1	0	1	1	4	小規模（複式）
千代小	1	0	1	0	1	1	4	小規模（複式）
千栄小	1	0	1	0	1	0	3	小規模（複式）
龍江小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
竜丘小	2	2	2	2	2	2	12	標準
川路小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
三穂小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
山本小	1	1	1	1	1	1	6	小規模（単学級）
伊賀良小	3	4	3	3	3	3	19	標準～やや大
鼎小	4	3	4	4	4	3	22	標準～やや大
上郷小	3	3	3	3	3	3	18	標準
上村小	1	0	1	0	0	1	3	小規模（複式）
和田小	1	0	0	1	0	1	3	小規模（複式）
合 計	30	27	30	27	30	31	173	

14

飯田市の中学校の学級数

○令和6年度（普通学級数）

学校名	1年	2年	3年	小計	備考
飯田東中	2	2	2	6	小規模
飯田西中	2	2	2	6	小規模
緑ヶ丘中	6	7	6	19	標準～やや大
竜東中	1	1	1	3	小規模（単学級）
竜峡中	2	2	2	6	小規模
旭ヶ丘中	5	5	5	15	標準
鼎 中	3	3	3	9	標準※
高陵中	5	5	5	15	標準
遠山中	1	1	1	3	小規模（単学級）
合 計	27	28	27	82	

○令和12年度推定（普通学級数）

学校名	1年	2年	3年	小計	備考
飯田東中	2	2	2	6	小規模
飯田西中	2	2	3	7	小規模
緑ヶ丘中	5	6	5	16	標準
竜東中	1	1	1	3	小規模（単学級）
竜峡中	2	2	1	5	小規模
旭ヶ丘中	5	5	6	16	標準
鼎 中	4	4	4	12	標準
高陵中	4	4	5	13	標準
遠山中	1	0	1	2	小規模（複式）
合 計	26	26	28	80	

※国基準では小規模にあたるが、全教科の教員を配置できるので標準とした。

- 令和6年度学級数と令和12年度推定学級数を比較すると、小学校では学級数が19減少する見込み。一方で中学校では学級数は大きく変動しない。
- 小学校では、大規模校がなくなる見込み。また、小規模校がすべて単学級か複式学級になる見込み。国が望ましいとしている12学級以上の学校は6校で増減なし。
- 中学校では、国が望ましいとしている9学級以上の学校は4校で増減なし。遠山中学校が小規模（複式）になる見込み。

15

飯田市の中学校の学級数

○令和13年度以降の推定学級数（普通学級数）

学校名	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	備考
飯田東中	6	6	6	6	6	6	6	小規模
飯田西中	7	6	6	6	6	6	6	小規模
緑ヶ丘中	16	16	16	16	16	15	15	標準
竜東中	3	3	3	3	3	3	3	小規模（単学級）
竜峡中	5	6	6	5	4	3	3	小規模～小規模（単学級）
旭ヶ丘中	16	15	14	13	12	12	12	標準
鼎 中	12	12	11	11	11	12	11	標準
高陵中	13	12	12	12	11	11	11	標準
遠山中	2	2	2	2	2	1	1	小規模（複式）
合 計	80	78	76	74	71	69	68	

- 令和6年度学級数と令和18年度推定学級数を比較すると、学級数が14減少する見込み。
- 国が望ましいとしている9学級以上の学校は4校で増減なし。
- 竜峡中学校が小規模（単学級）となる見込み。

16

飯田市における適正規模の基準（たたき台）

○飯田市における学校の適正規模について

- ・児童生徒が、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要である。そのためには、一定規模の児童生徒の集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスの取れた教職員集団が配置されていることが望ましい。
- ・このようなことから、飯田市における児童生徒数及び学校規模の現状と今後の予測を考慮した上で、子供たちの豊かな学びと成長を保障していくために、飯田市としての「必要な学級数の目安」と「望ましい学級数の目安」を設定する。

学校種	必要な学級数の目安	望ましい学級数の目安
小学校	6 学級以上	12学級以上
中学校	3 学級以上	6 学級以上

○飯田市における学校の適正規模の目安の考え方

- 小学校について
 - ・文部科学省「手引き」の示す基準と同様の学級数を目安とする。
- 中学校について
 - ・文部科学省「手引き」の示す基準では6学級が必要とされている。しかし、現在の学校規模の状況からは、3学級であっても、授業時数の多い教科の担当教員が配置され、それ以外の教科の教員は他校との兼務体制をとることで学校運営が可能であることから、必要な規模の目安を3学級とする。また、クラス替えができる規模が望ましいことから、望ましい規模の目安を6学級とする。

17

（参考）文部科学省の「手引き」に示されている基準

学校種	必要な学級数	望ましい学級数
小学校	6 学級以上	12学級以上
中学校	6 学級以上	9 学級以上